



## 銃砲所持者の皆様へ

**12月4日、改正銃刀法が施行になります。**

### 1 射撃技能講習

猟銃を所持している方（空気銃を除く）は、更新申請時に銃種ごとの射撃技能講習修了証明書（3年間有効）が必要となります。

但し、施行後初めての許可の更新を受けようとする場合は免除されます。

### 2 医師の診断書の添付

- (1) 厚生労働大臣が指定する「精神保健指定医」
- (2) 東京都公安委員会が認める医師

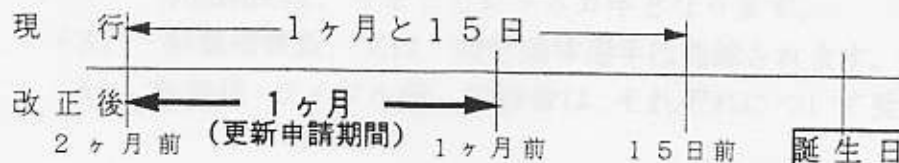
いずれかの医師の診断書が必要となります。※病院については一覧を発出する予定です。

### 3 認知機能検査

所持許可申請時に75歳以上、又は更新の場合には、許可が満了する日（誕生日）が75歳以上になる場合には、申請時に認知機能検査を受検することになります。

### 4 更新申請期間の変更

これまで、更新申請期間は有効期間の満了する日の2か月前から15日前でしたが、施行後は、有効期間の満了する日の2か月前から1か月前に変更となります。



### 5 手数料の変更等(変更例)

現行 ⇨ 改正後

新規申請	許可証に併記	5,400円	6,800円
	2丁目以降	3,100円	4,300円
更新申請	新たな許可証で更新	5,800円	7,200円
	2丁目以降	3,100円	4,800円
	現許可証で更新	5,400円	6,800円
	2丁目以降	3,100円	4,400円
射撃技能講習（新設）			12,300円
認知機能検査（新設）			650円

**本年12月から来年1、2月に更新予定のある方は、できるだけ改正前（12月4日）に更新申請をするようお願いします。**

会 員 各 位

平成21年10月25日

会員の皆様には益々御健勝のことと思います。

12月4日の銃刀法の改正について、色々と聞かれる事が有ると思いますが、先日の研修会の資料をお送りしますので、参考にして下さい。

資料の、1.を除いて、2～5.は、12月4日から適用されます。

※ 銃の更新期間については、色々と解釈が違うように伝わっておりますが  
従来の、誕生日の2カ月前から15日前は無くなり、失効する誕生日の  
2カ月前から1カ月前までが更新期間になりますので、ご注意ください。

#### 1. 射撃技能の導入

- (1) 従来の経験者講習に、実技が導入されるものです。  
場所については、当然どこかの射撃場になると思いますが  
まだ未定です。  
経過措置として、はじめての更新については免除されますが  
2回目の更新からは適用されます。
- (2) 有効期間は、今までどおり3カ年となります。
- (3) 射撃指導員、又は、指定国体選手は免除されます。
- (4) 散弾銃・ライフル銃 所持者は、それぞれについて受講する事。

#### 2. 添付書類の追加

欠格事由・並びに・破産手続きに該当しない様式については、  
警察で用意されます。

#### 3. 診断書の添付

- (1) 公安委員会が認めた、精神科医は、都内で約1,000名位  
いるそうです。
- (2) リストについては、警察で聞けば、用意されます。

#### 4. 認知機能検査

- (1) 専門医が、どこで、どのように実施するか、詳しい事は  
まだ未定です。
- (2) 例として

今日は何月何日ですか？

絵を見て、今の絵を描いてもらう。

時計の3時15分を書いてもらう等の程度、とのこと。

## 改正銃刀法の内容と施行時期

2009/10/15

現在、競技用ライフル銃・空気銃ほかを所持している会員に関係する改正内容の主要な事項は、次のとおりです。なお、更新時期が迫っている会員の方は、もよりの警察署にお問い合わせください。

内容	対応	種別	適用時期	備考
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(現所持者を対象とするもの)	新設	猟銃 (含ライフル銃)	12月4日 (更新時及び追加許可時に必要。但し施行後初めての更新時は免除)	協会の免除推薦あり
実包の譲り受け、消費等に関する帳簿記載義務	新設	猟銃 (同上)	12月4日	成績表等の消費数量を疎明するものの添付、保管が必要
認知機能検査(75歳以上)	新設	銃砲 (含ライフル銃、空気銃、空気けん銃他)	12月4日 (更新時及び追加許可時に必要)	更新日の2月前から1月前までに実施
18歳未満の所持者は、自宅保管ができない。	新規	空気銃	12月4日	旧法による所持者についても、保管業者による保管となる。
欠格事項の追加、欠格期間の延長	改正	銃砲 (同上)	12月4日	現許可期間については、施行日前に生じた事由に基づくものに限り、追加された欠格事項による所持許可の取消はされない。
所持許可更新の提出期間	改正	猟銃 (同上) 空気銃	12月4日	更新申請期間は、更新日の2月前から1月前までとなった。
医師の診断書 (精神科医の診断書)	改正	銃砲 (同上)	12月4日 (更新時及び追加許可時に必要)	該当医が限定されることから、医師に診断書を求める前に、所轄警察署に問い合わせが必要
更新時の手数料	改正	銃砲 (同上)	12月4日	手数料の見直しが行われた。
更新時の添付書類	改正	銃砲 (同上)	12月4日	欠格要件に該当しない旨の誓約書、破産手続開始決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

「以上」

## 「銃砲等保管場所」の確保について（趣旨）

現在、全国の約100校に射撃部が組織され、約1600名の高校生がクラブ活動として射撃競技の技術力の向上とともに人格形成に励んでおります。そのうち、53校約400名が生徒自身の所持する空気銃もしくは指導者の所持する空気銃を使用しており、数多の選手が全国高校ライフル射撃選手権大会や国民体育大会はもとより世界ジュニア選手権大会等の国際大会も参加しております。

しかしながら、昨年12月に銃砲刀剣類等取締法が改正され、本年12月4日から施行されることとなり、18歳未満の高校生の所持許可条件についても従前よりいっそうに厳しい内容にされる事態となりました。

その一が、空気銃の保管場所についての規定であります。従前は18歳未満の高校生についても、自宅において保管することが許されておりましたが、改正法の施行により本年12月4日以降については定められた保管場所での保管が認められなくなりました。

このことにより、高校生が射撃部活動を継続するためには学校内や射撃場等で保管場所を準備することが必要となり、保管場所を準備できない場合は、現行法で許可されている所持許可についても取り消されクラブ活動の休止や廃止を余儀なくされてしまいます。

つきましては、クラブ活動に支障をきたさないためには保管場所の確保が急務の課題となっておりますので、なにとぞ関係各位のご理解とご支援をたまわれますようお願い致します。

新設申請	射撃部活動	5,000円	5,000円
	射撃部活動	5,000円	5,000円
更新申請	射撃部活動	5,000円	5,000円
	射撃部活動	5,000円	5,000円
	射撃部活動	5,000円	5,000円
	射撃部活動	5,000円	5,000円
射撃部活動費（新設）			5,000円
射撃部活動費（更新）			5,000円

※本年12月から来年度、2月に更新予定のある方は、できるお片改正期（12月4日）に更新申請をされるようお願いいたします。